

1 議案名

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について

2 制定理由

徳島県立学校設置条例の一部が改正され、徳島県立城ノ内高等学校が廃止されることに伴い、所要の整理を行う必要がある。

教育政策課

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について

教育政策課

1 訓令改正の理由

徳島県立学校設置条例（昭和39年徳島県条例第55号）の一部が改正され、徳島県立城ノ内高等学校が廃止されることに伴い、所要の整理を行う必要がある。

2 訓令改正の概要

徳島県立城ノ内高等学校の文書の記号を削除することとする。

3 施行期日（等）

令和5年4月1日

条例等立案表

<p>法令審査会</p> <p>要 ・ 否</p>	<p>予算上の措置</p>	<p>関係法規</p> <p>徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例（令和五年徳島県条例第●●号）</p>	<p>題名</p> <p>徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令</p>		
			<p>課（室）名</p> <p>教育政策課</p>	<p>担当者名</p> <p>近藤 渚</p>	<p>電話番号</p> <p>三二〇八</p>
<p>制定理由</p> <p>徳島県立学校設置条例の一部が改正され、徳島県立城ノ内高等学校が廃止されることに伴い、所要の整理を行う必要がある。</p> <p>あらまし</p> <p>一 徳島県立城ノ内高等学校の文書の記号を削除することとした。</p> <p>二 この訓令は、令和五年四月一日から施行することとした。</p>					

徳島県教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会文書規程（平成十三年徳島県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県立城ノ内高等学校の項を削る。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

改正案		現行																	
<p>別表（第4条関係） 教育機関の文書の記号</p> <table border="1"> <tr> <td>教育機関の名称</td> <td>記号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		教育機関の名称	記号	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	<p>別表（第4条関係） 教育機関の文書の記号</p> <table border="1"> <tr> <td>教育機関の名称</td> <td>記号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>徳島県立城ノ内高等学校</td> <td>(略) 城ノ内高</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		教育機関の名称	記号	(略)	(略)	徳島県立城ノ内高等学校	(略) 城ノ内高	(略)	(略)
教育機関の名称	記号																		
(略)	(略)																		
(削除)	(削除)																		
(略)	(略)																		
教育機関の名称	記号																		
(略)	(略)																		
徳島県立城ノ内高等学校	(略) 城ノ内高																		
(略)	(略)																		